

大規模災害発生時の交通規制計画

南海トラフ地震等大規模な災害が発生した時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路が指定され、交通規制が実施されるため、一般車両の通行が禁止又は制限され、人命救助やライフライン復旧などの災害応急対策を行う緊急通行車両等の通行が優先されることとなります。

緊急通行車両等の手続は[こちら](#)

緊急交通路指定予定路線図は[こちら](#)

緊急交通路指定予定路線

番号	路線名	区間
1	伊勢湾岸自動車道	愛知県境～四日市 J C T
2	東名阪自動車道	愛知県境～亀山 J C T
3	新名神高速道路	亀山 J C T～滋賀県境 亀山西 J C T～新四日市 J C T
4	東海環状自動車道	四日市 J C T～大安 I C
5	名阪国道	亀山市～奈良県境
6	伊勢自動車道	伊勢関 I C～伊勢 I C
7	伊勢二見鳥羽ライン	伊勢 I C～長者橋北交差点
8	第二伊勢道路	松下 J C T～鳥羽白木 I C
9	紀勢自動車道	勢和多気 J C T～紀伊長島 I C
10	紀勢自動車道 (直轄)	紀伊長島 I C～尾鷲北 I C
11	熊野尾鷲道路	尾鷲北 I C～大泊 I C
12	国道42号	大泊 I C入口交差点～井戸町交差点
13	県道七色峡線	井戸町交差点～熊野警察署前交差点
14	県道鵜殿熊野線	熊野警察署前交差点～上野交差点
15	紀宝バイパス	上野交差点～和歌山県境

※ 赤色の道路は高速道路 黄色の道路は自動車専用道路 青色の道路は一般道

交通検問所

大規模災害発生後緊急交通路に指定されますと、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止するため、緊急交通路における各インターチェンジや交差点において交通検問所を設置することになります。

○ 交付検問所

緊急通行車両等は通行できますが、その他の一般車両は通行禁止となります。

標章等の交付申請（事前届出車両を含む）があれば、緊急通行車両の標章等を交付する検問所です。

○ 選別検問所

緊急通行車両等は通行できますが、その他の一般車両は通行禁止となります。

この検問所は、緊急交通路を通行できる車両とできない車両を選別するための検問所なので、原則として標章等の交付手続はできません。

○ 閉鎖検問所

原則として全ての車両が通行禁止となりますので、緊急交通路への乗り入れはできません。

ただし、流出車両については除きます。

注意事項

○ 実際到大規模災害が発生した場合は、その規模や被災の状況によって緊急交通路の指定路線は流動的となります。

○ 今後、道路の新設や延伸等により緊急交通路指定予定路線を見直すことがあります。